

## 全日本盲学校教育研究会への寄付のお願い

謹啓 時下、皆様方にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

全日本盲学校教育研究会は、大正10年に帝国盲教育会として始まり、本年度第91回を開催するに至りました。本会は、盲学校教育（視覚障害教育）の研究を推進し、その向上を図ることを目的としております。この目的を達成するため、年1回の全国研究大会の開催の他、研究成果の普及活動、研究誌の発行、教材・教具の研究、制作と紹介など、視覚障害教育の充実・発展とその啓発に努めてまいりました。

近年、特別支援教育制度改革や本年度新たに障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行され、障害者に対する合理的配慮の推進が図られる中、盲学校は地域の視覚障害教育に貢献できる中心的な役割を果たしていく必要があると考えております。しかし、盲学校を取り巻く環境はますます厳しいものになっております。特に、学校規模の縮小は、本研究会の会員数の減少に通じ、研究会自体の運営にも影響を及ぼしかねない状況にあります。これからの視覚障害教育を推進するためにも、関係者一同、本研究会の使命を果たすべく、一層の努力を続けているところでございます。

これまで、事業に必要な資金は、主に盲学校を中心とした会員の会費等を充当しており、今後とも自主努力を続けていくことはもちろんであります。視覚障害教育の更なる充実・発展を図るため、下記のとおり、広く寄付のお願いをさせていただくことといたしました。誠に恐縮ではございますが、個人、法人、団体の皆様方の格別なる御支援、御協力を賜りたくお願い申し上げます。

皆様からいただいた寄付金につきましては、有効かつ適切に使用させていただきますので、本研究会の趣旨に御理解と御賛同をいただき、何とぞ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 白

平成29年4月吉日

全日本盲学校教育研究会会長

愛知県立名古屋盲学校長 神田 正美

- 1 寄付金で行う事業 … 全国研究大会の開催、研究誌の発行等
- 2 寄付金額 … 個人・法人・団体とも1口を千円とさせていただいております。  
(事前確認の上、研究誌にお名前を掲載させていただきます。)
- 3 寄付期間 … 随時
- 4 寄付に関する免税措置 … 本寄付に対する税制上の優遇措置はございません。

5 寄付金の申込方法及び手続き

(1) 寄付の申込及び問合せ先（お問合せは FAX、電子メール等でお願ひします。）

全日本盲学校教育研究会事務局（愛知県立名古屋盲学校 内）

電話：052-711-0009 FAX：052-723-6813

Email:zennichimou@nagoya-sb.aichi-c.ed.jp

(2) 振込先金融機関口座

金融機関：ゆうちょ銀行

店番号：418

支店名：四一八（ヨンイチハチ）

口座番号：貯蓄預金0561803

口座名義：全日本盲学校教育研究会

（ゼンニホンモウガッコウキョウイクケンキュウカイ）

\* 寄付金額から振込手数料を引いた金額をお振り込みください。

(3) 領収書等の発行

各金融機関が発行する振込金受領書等をもって、領収書に代えさせていただきます。

なお、事務局の領収書が必要な場合は御連絡ください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・きりとり線・・・・・・・・・・・・・・・・

全日本盲学校教育研究会事務局 御中

平成 年 月 日

寄付金額	¥
団体等名称	
連絡先	電話： FAX： E-mail：
担当者名	
その他	

全日本盲学校教育研究会事務局（愛知県立名古屋盲学校 内）

電話：052-711-0009 FAX：052-723-6813

Email:zennichimou@nagoya-sb.aichi-c.ed.jp